

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	10	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）に基づく農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構（機構）を介した農用地等の権利の設定・移転を行う際に、機構が農用地等の所有権等を有する者全員の同意を得て、農業委員会等の意見を聴いた上で作成する計画であり、都道府県知事が認可・公告することで、農用地等の権利の設定・移転の効果が生じるものである。 また、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）において、原子力被災 12 市町村の営農再開及び農地集積を促進する観点から、従来市町村が作成していた農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画について、各市町村長に代わり福島県知事が農用地利用集積等促進計画を作成できるよう措置している。 ・ 特例措置の内容 機構法又は福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画によって農用地区域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、①取得土地が農用地区域内にある場合は、取得土地価格の 1/3 相当額を控除、②農用地区域内にある土地の交換による取得の場合は、交換により失った土地価格と取得土地価格の 1/3 相当額のいずれか多い額を控除する特例措置が講じられる。 ・ 要望の内容 2 年間延長する。	
関係条文	地方税法附則第 11 条第 1 項	
減収 見込額	[初年度] — (▲60) [平年度] — (▲60) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 農地集積・集約化と農地の確保 (2) 施策の必要性 ① 農林水産省では、我が国の農業の成長産業化を図るため、機構を通じた農地利用の集積・集約化を進めており、令和 5 年 4 月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）においては、 ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、 イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく こととし、これまで以上に機構を介した農地の権利移動を強力に推進することとしたところである。 本改正内容を実現するためには、機構が地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分することが重要であるため、本改正においては、農地の権利移動の手法を、機構を経由する「農用地利用集積等促進計画」に一本化する改正も併せて行ったところである。	

農用地利用集積等促進計画は、機構法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものである。

今後とも農地の集約化等を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくために、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置は引き続き継続していく必要がある。

- ② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。

ア 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）（令和 6 年 6 月 5 日改正法施行）
（望ましい農業構造の確立）

第 26 条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（農地の確保及び有効利用）

第 28 条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）
（援助）

第 31 条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

ウ 成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）

13. 地方創生

（2）農林水産業の成長産業化による活力のある農山漁村の実現

ii）農業の生産基盤の強化

① 生産基盤の確保・強化

（人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等）

・農地の集積等のために重要な人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

エ 食料・農業・農村政策の新たな展開方向

（令和 5 年 6 月 2 日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）

Ⅱ 政策の新たな展開方向

3 農業の持続的な発展

（1）多様な農業人材の育成・確保

今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、中長期的に農地の維持を図ろうとする者を地域の大切な農業人材として位置付けていくことが必要である。その上で、生産水準を維持するためには、「受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体（効率的かつ安定的な経営体）」が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備が不可欠である。

このため、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体を育成・確保しながら、多様な農業人材とともに生産基盤の維持・強化が図られるよう、以下の施策を講ずる。

① 地域計画の策定を徹底し、地域内の将来の農地利用の姿を明確にした上で、

② 受け皿となる経営体が生産基盤を引き受けやすい形で継承できるよう、農地バンクを通じた農地の集約化等（略）

	オ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 1. 国際環境変化への対応 （4）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 世界的な食料争奪の激化等、食料安全保障上のリスクが高まる中、我が国の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、<u>「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を具体化するとともに、食料・農業・農村基本法について、本年度中の改正案の国会提出に向け、基本理念を含め見直しの検討を加速化させる。</u> 食料安全保障の強化に向け、（中略）、<u>担い手への農地の集積・集約化</u>、（中略）等を進める。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大 目 標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中 目 標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保														
	政策の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）に伴い、本年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。														
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間延長														
	同上の期間中の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）に伴い、本年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。														
	政策目標の達成状況	令和 6 年 3 月末における担い手への農地集積率は約 6 割（60.4%）となっている。														
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み <table><tr><td></td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td></tr><tr><td>適用件数（件）</td><td>14,451</td><td>14,451</td><td>14,451</td></tr><tr><td>減収額（百万円）</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr></table>				令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	適用件数（件）	14,451	14,451	14,451	減収額（百万円）	60	60	60
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度												
適用件数（件）	14,451	14,451	14,451													
減収額（百万円）	60	60	60													
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	農用地利用集積等促進計画による農用地等の円滑な権利移動を促すことで、食料・農業・農村基本法に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進に加えて、市町村が作成している地域計画（目標地図）の実現に寄与するものである。														
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（登録免許税）（租税特別措置法第 77 条）														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和 6 年度予算額 40 億円の内数）														

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は担い手が農地を取得する場合の不動産取得税を軽減するという役割分担となっている。
		要望の措置の妥当性	農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものであり、また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。 なお、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画は、機構が作成し、都道府県知事が認可・公告するもの、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画は、福島県知事が作成、認可及び公告するものであり、本特例措置の適用対象は、いずれも公的な計画に基づく土地の譲渡である。 また、適用対象を農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

区 分	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
件 数	13, 637	13, 934	15, 396	15, 090	14, 118
減税額（百万円）	57	57	68	62	59

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

① 適用総額の種類
課税標準（不動産の価格）

② 適用総額（千円）

2年度	3年度	4年度
2,255,834	2,058,179	1,953,650

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

令和3年における農地の有償所有権移転面積は約3.1万haであり、そのうち農業経営基盤強化促進法による面積は約2.0万haで6割以上を占めている。

特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入のニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。

本特例措置は、担い手の農地取得の際の不動産取得税の負担を軽減することで集積を円滑に進められることから、手段として有効である。

※有償所有権移転面積は、令和3年農地の権利移動・借賃等調査より算出。

前回要望時の達成目標

令和5年度末までに、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

令和6年3月末における担い手による農地の利用面積は約259万ha、全耕地面積（約430万ha）に占める割合は約6割（60.4%）にとどまっている。今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。

これまでの要望経緯

昭和56年に特例措置が認められて以来、2年ごとに適用期限を延長

令和3年 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置

令和4年 農業経営基盤強化促進法等の改正を前提に、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置

令和5年 適用期限を2年延長